

「紀陽後見制度支援預金」商品概要説明書

(2022年8月1日現在)

1	商品名	・紀陽後見制度支援預金
2	販売対象	・後見人が選定されている成年被後見人または未成年被後見人で、和歌山家庭裁判所・大阪家庭裁判所・奈良家庭裁判所のいずれかの裁判所より、後見制度支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方
3	対象預金	・普通預金、決済用預金(総合口座は不可)
4	期間	・定めません
5	口座開設方法	・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき開設します。 ※預金者1名につき当行本支店1店舗のみの開設となります。
6	預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づきお預入れいたします。 ※お預入れの都度、「指示書」の提出が必要となります。 ・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」記載の金額 ・預入金額に制限はありません。(1円以上) ・1円単位
7	払戻方法 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額	・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき払戻しいたします。 ※払戻しの都度、「指示書」の提出が必要となります。 ・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」記載の金額
8	利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・普通預金の毎日の店頭表示利率を適用します。 ・毎年2月と8月の各第2日曜日の翌営業日付でおこない、利息を元金に組み入れます。 ・毎日の最終残高について、1年を365日とする日割計算を行います。 ・付利単位:100円 ・付利最低残高:1,000円 ※但し、決済用預金口座をご利用の場合、利息はつきません。
9	手数料	・口座開設手数料 11,000円(税込)(初回のみ) ・口座管理手数料 3,300円(税込)(年間) ※口座管理手数料は、毎年4月5日(当日が休日の場合、翌営業日)に口座引落しにて徴収いたします。 ※この口座からお振込をされる場合、別途振込手数料が必要となります。 ※定額自動送金サービスを利用される場合、送金の都度、管理手数料(110円(税込))および振込手数料が必要となります。
10	付加できる特約	・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」での指示がある場合に限り、定期的に資金を送金する定額自動送金サービスを申し込むことが可能です。
11	税金	・源泉分離課税20%(国税15%、地方税5%) ※2037年12月31日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税が課され 20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。

12	その他参考となる事項	<p>・この預金は、以下のサービスはお取り扱いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①キャッシュカードの発行 ②ATMでのお取引(お引出しおよびお預入れ) ③紀陽ダイレクトのご利用 ④公共料金等の自動支払、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取口座への指定 ⑤紀陽スマートアプリ「キヨスマ!」のご利用 ⑥通帳レス口座 紀陽スマート通帳「スマ通帳。」のご利用 ⑦マル優(少額貯蓄非課税制度)のご利用 <p>・口座開設は、東京支店・インターネット支店・マネープラザ・コミュニティプラザではお取り扱いできません。</p> <p>・入出金等は、口座開設店の窓口のみでのお取り扱いとなります。</p> <p>・和歌山家庭裁判所、大阪家庭裁判所、奈良家庭裁判所のいずれかの家庭裁判所の「指示書」に基づくお取り扱いとなります。</p> <p>・各手数料は、将来的に変更となる場合がございます。</p> <p>・預金保険制度の対象預金であり、1金融機関に預金者1人当たり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。</p> <p>・「指示書」の内容または有効性に疑義があると当行が判断した場合は、お取り扱いできません。</p>
13	当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>